

決裁・供覧

| | | | | | | | |
|--------|---|---------------------|--|---------|-----|----------|------------|
| 件名 | 文書回答の対象となる事前照会に当たらない旨の通知書の送付について ■ | | | 文書番号 | | | |
| | ■ | | | 大局課一審33 | | | |
| 伺い文 | 件名のことについて別紙のとおり送付してよろしいか。 | | | | | | |
| 起案 | 起案日 | ■ | | | 受付日 | | |
| | 部署 | 国税庁 大阪国税局 課税第一部 審理課 | | | 決裁 | 決裁処理期限日 | |
| | 起案者 | 村上 由起 | | | | 決裁日 | ■ |
| | 連絡先 | 内線 ■ | | | | 施行処理期限日 | |
| 分類名称 | 大分類 | 共通（課税関係） | | | 施行 | 施行日 | ■ |
| | 中分類 | 文書回答関係書類 | | | | 施行先 | ■ |
| | 名称（小分類） | ■ 文書回答関係書類 | | | | 施行者 | 大阪国税局 審理課長 |
| 取扱区分 | 秘密区分 | | | | 格付け | 取扱上の注意 | |
| | 秘密期間終了日 | | | | | 機密性格付け | 2 |
| | 指定事由 | | | | 保存 | 取扱制限 | |
| | | | | | | 行政文書保存期間 | 10年 |
| 決裁・供覧欄 | 大阪国税局 総務部 総務課 総務第一係 青山 信之（係長【局】） 【済】 | | | | | | |
| | 大阪国税局 総務部 総務課 総務第一係 山田 展由（主任【局】） 【済】 | | | | | | |
| | 大阪国税局 総務部 総務課 文書係 京本 未来（係長【局】） 【済】 | | | | | | |
| | 大阪国税局 総務部 総務課 文書係 宮川 遥（主任【局】） 【済】 | | | | | | |
| | 大阪国税局 課税第一部 審理課 出口 徹（課長【局】） 【済】 | | | | | | |
| | 大阪国税局 課税第一部 審理課 村上 由起（国税実査官【局】） 【済】 別紙1参照 | | | | | | |
| 備考欄 | | | | | | | |

別紙1

大阪国税局 課税第一部 審理官
上岡 俊則 (審理官) 【済】

大阪国税局 課税第一部 審理課
村上 由起 (国税実査官【局】) 【済】

大阪国税局 課税第一部 審理課
安岡 隆憲 (課長補佐【局】) 【後閲】 【済】

大阪国税局 課税第一部 審理課
村上 由起 (国税実査官【局】) 【済】

大阪国税局 課税第一部 審理課
一橋 直美 (総括主査 (国税実査官)) 【済】

大阪国税局 課税第一部 審理課 審理総括係
中林 陽子 【済】

大阪国税局 課税第一部 審理課
十河 京子 (主査 (国税実査官)) 【済】

決裁・供覧欄 (別紙)



大阪国税局
審理課長 出口 徹 ㊟

文書回答の対象となる事前照会に当たらない旨のお知らせ（通知）

事前照会に対する文書回答は、照会者に文書回答を行うとともに、その内容を公表することにより、同様の取引等を行う他の納税者に対しても国税に関する法令の適用等について予測可能性を与えるものとして、一定の要件に該当する事前照会を対象として行うこととしています。

しかしながら、に収受しました照会内容は、下記の理由から、文書回答の対象となる事前照会には当たりませんので、お知らせします。

記

（理由）

平成14年6月28日付課審1-14ほか8課共同「事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について」（事務運営指針）の1の(1)ないし(9)において、文書回答を行う対象となる事前照会の要件が明らかにされています。

に収受しました事前照会は、当該事務運営指針の1の(7)の要件を満たさないことから、文書回答を行う対象となる事前照会には該当しません。

なお、当該事務運営指針は、国税庁ホームページに掲載し、公開しております。

（アドレス：<https://www.nta.go.jp/law/jimu-unei/sonota/020628/01.htm>）

（「国税庁ホームページ」→「法令等」→「事務運営指針」→「事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について（事務運営指針）」）

(決裁参考)

- 1 本件は、平 14. 6. 28 付課審 1-14 ほか 8 課共同「事前照会に対する文書回答の事務処理
手続等について(事務運営指針)」(最終改正 令 3. 6. 21 付課審 1-15)に基づくものであ
る。
- 2 照会内容等は、次のとおりである。
 - (1) 照会者 [REDACTED]
 - (2) 照会内容 暗号資産の譲渡所得該当性について
 - (3) 照会年月日 [REDACTED]
- 3 本件の事前照会は、事務運営指針 1(7)に掲げる要件(取引等に係る税務上の取扱い等が、
法令、法令解釈通達あるいは過去に公表された質疑事例等において明らかになっているもの
に係る事例照会でないこと)を満たさないことから、「文書回答の対象となる事前照会に当
たらない旨のお知らせ」を照会者に送付するものである(同指針 6(1)ロ)。

【検討内容】

1 事実関係

本件事前照会に係る事実関係は以下のとおりである。

なお、本件事前照会に係る検討に当たっては、 が資金決済に関する法律（以下「資金決済法」という）第2条第5項に規定する暗号資産であることを前提とする。

(1)

(2)

(3)

(4) 本件暗号資産の本件譲渡時における価額は、本件暗号資産の取得時の価額より値上がりしていたため本件譲渡により譲渡益が生じた。

2 法令解釈等

(1) 所得税法について

所得税法第33条（譲渡所得）第1項において、譲渡所得とは、資産の譲渡による所得をいう旨規定されている。

そして、ここでいう「資産」の意義について、譲渡所得に対する課税は、資産の値上がりによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会にこれを清算して課税する趣旨のものであるから（最高裁昭和41年（行ツ）第102号同47年12月26日第三小法廷判決・民集26巻10号2083頁、最高裁昭和47年（行ツ）第4号同50年5月27日第三小法廷判決・民集29巻5号641頁）、譲渡所得の基となる資産は、一般にその経済的価値が認められて取引の対象とされ、上記増加益（キャピタル・ゲイン）又はキャピタル・ロスを生ずるような性質の資産をいうものと解される（参考：千葉地裁平成18年9月19日判決（控訴審においても同旨））。

所得税法第35条（雑所得）において、雑所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得及び一時所得のいずれにも該当しない所得をいう旨規定されている。

(2) 資金決済法について

資金決済法第2条（定義）第5項において、暗号資産とは、次に掲げるものをいう旨規定されている。

イ 物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨及び外国通貨並びに通貨建資産を除く。）であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

ロ 不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの。

(3) 平成31年3月20日開催財政金融委員会議事録第5号について

暗号資産の譲渡所得該当性についての質問に対し、要旨、次のとおり政府参考人の答弁が行われた。

イ 譲渡所得は資産の譲渡による所得と定義されており、当該所得に対する課税は、資産の値上がりによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会にこれを清算して課税する趣旨である。暗号資産は、資金決済法上、代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができる財産的価値と規定されており、消費税法上も支払手段に類するものとして位置付けられていることから、暗号資産の譲渡益は資産の値上がりによる増加益とは性質を異に

するものである。このため、暗号資産は、資産ではあるものの、譲渡所得の起因となる資産には該当せず、一般的には譲渡所得には該当しないと取り扱っている。

ロ 暗号資産については、外国通貨と同様に本邦通貨との相対的な関係の中で換算上のレートが変動することはあっても、それ自体が価値の尺度とされており、資産の価値の増加益を観念することは困難と考えられる。このため、国税当局においては、暗号資産の譲渡による所得は一般的に譲渡所得には該当せず、雑所得に該当するものとして取り扱っている。

(4) 令和3年12月22日付国税庁課税総括課情報第12号外5課共同「暗号資産に関する税務上の取扱いについて（情報）」（以下「本件FAQ」という。）

本件FAQでは、問2「暗号資産で商品を購入した場合」において、保有する暗号資産で商品を購入した場合には、暗号資産を譲渡したことに該当し、この場合の譲渡所得の金額は、譲渡した暗号資産の譲渡価額とその暗号資産の譲渡原価等との差額となるとされている。

また、問8「暗号資産の所得区分」において、暗号資産取引により生じた利益は、所得税の課税対象になり、原則として雑所得（一定の場合事業所得）に区分されるとされている。

3 検討1（譲渡所得該当性）

(1) 本件譲渡の譲渡所得該当性について

上記2を踏まえ本件譲渡をみると、本件暗号資産の譲渡は、

これは、上記2(2)の資金決済法の定義するとおりの「代価の弁済のために不特定の者に対して使用」、つまり、本件暗号資産を支払手段として用いているものであるから、上記2(3)及び本件FAQにおいて明らかにされている解釈のおりとなる。したがって、本件譲渡の結果生じた譲渡益は、資産の値上がりによる増加益（キャピタルゲイン）とみる余地はなく、上記2(3)イの「一般的に譲渡所得に当たらない」とする判断を覆す事情もないことから、本件譲渡による所得は、譲渡所得には当たらない。

(2) 所得区分について

以上のことから、本件譲渡に係る所得は譲渡所得に当たらず、原則として雑所得となるが、本件譲渡自体が、事業と認められる場合または事業所得等の基因となる行為に付随したものである場合には、異なることとなる。

4 検討2（文書回答該当性）

本件事前照会は、上記2及び3のおり既に公表された質疑事例等から明らかになっているものである。

したがって、本件事前照会は事務運営指針に定める文書回答を行う要件のうち、事務運営指針1(7)「取引等に係る税務上の取扱い等が、法令、法令解釈通達あるいは過去に公表された質疑事例等において明らかになっているものに係る事前照会でないこと」に該当しないことから、文書回答の対象となる事前照会に該当しない。

[付 表]

| 補足資料等 要求年月日 | 提出等年月日 | 除算期間 | 補足資料等の要求内容 | |
|------------------------|--------|------|------------|---|
| ・ ・ | ・ ・ | 日 | | |
| ・ ・ | ・ ・ | 日 | | |
| ・ ・ | ・ ・ | 日 | | |
| ・ ・ | ・ ・ | 日 | | |
| ・ ・ | ・ ・ | 日 | | |
| ・ ・ | ・ ・ | 日 | | |
| ・ ・ | ・ ・ | 日 | | |
| ① 合計 | | 日 | | |
| ② 照会年月日 | | | 照会日からの日数 | (注) 1 ③の年月日欄は、暦によつて照会年月日の3か月後の応答日を記入する。 2 ⑤の年月日欄は、③の年月日から④の日数を経過する日を記入する。 |
| ③ 照会から3か月経過日 | | | | |
| ④ 除算期間 (①) | | | | |
| ⑤ 3か月経過日 (除算期間込) (③+④) | | | | |
| ⑥ 回答年月日 | ・ ・ | | 日 | |
| ⑦ 処理期間 (⑥-②-④) | | | 日 | |
| ⑧ 3か月を超える場合の回答見込連絡年月日 | ・ ・ | | | |
| 【備 考】 | | | | |

